

英文契約書の構成と一般条項の一例

英文契約書の一般的な構成は、下記のようになっています。

1. 表題
2. 頭書
3. 前文
4. 定義条項
5. 実質条項
6. 一般条項
7. 尾部
8. 附属文書

このなかで、どの契約にも必要とされるのが一般条項です。

一般条項に、具体的には、契約期間 (Term)、契約の解除(Termination)、不可抗力(Force Majeure)、秘密保持 (Confidentiality)、変更(Amendment)、完全なる合意(Entire Agreement)、税金(Tax)、譲渡(Assignment)、下請け(Subcontracting)、紛争の解決(Settlement of Dispute)、準拠法(Governing Law)、権利の譲渡 (Assignment)、通知(Notice)、分離条項(Severability) 等が含まれます。

法体系が成文法主義の我が国と異なる英米法的な法文化の影響を強く受ける国際契約では、契約書の条項を書いて、相手と合意するのは一種の立法作業であると考え、何から何まで、契約書に書き込んでゆく理由に合点が行くと思います。以下それ等の主たる各条項について、例文の一例とその翻訳を示し、簡潔に解説します。

英文契約書一般条項

1. 契約期間 (Term)

契約の始期と終期を定める期間タイプものと、履行期限を定める期限タイプがあります。

実務上、継続するビジネスの「契約期間」の取り決めに「自動延長条項」を附属させ、契約期間満了の一定期間前に、当事者の一方が他方に対して更新拒絶の通告をしない限り、その契約は同じ条件で更新されるという決まりを設けることは一般的に行われています。

(例文)

This Agreement shall become effective as of the date first above written and will continue in effect for a twelve (12) month period ("Initial Term") and shall be subject to amendment from time to time by mutual agreement in writing covering specific periods of time ("Amendment Term").

This Agreement shall be renewable automatically from year to year ("Extended Term") unless either party gives the other notice in writing of its intention not to extend the Agreement 60 days (or such other time as may be mutually agreed between the parties) prior to the expiry of the initial term or any Extended Term, as the case may be.

(同和訳)

本契約は頭書の日付で発効し、12 ヶ月の間〔以下「当初期間」〕有効に存続し、特定の期間〔以下「変更期間」〕について両者の書面合意により随時変更できる。本契約は毎年自動的に更新されるが〔以下「延長期間」〕、但し一方の当事者が他方の当事者に対して書面で本契約を延長しない旨を「当初期間」あるいは「延長期間」のいずれかが満了する 60 日(あるいは当事者らが同意する他の日数)前に通知を行った場合を別とする。

2. 契約の解除 (Termination)

契約の解除には、双方の合意による解除と一方的な解除があります。両当事者の合意による契約の解除は紛争にならないのですが、問題になるのは一方的な解除です。

- (1) 一方が契約上の取り決めに違反し、相手から書面による警告を受けても一定期間内に是正しなかった場合
- (2) 当事者の破産もしくは、破産を申し立てられたとき
- (3) 会社の清算もしくは会社が管財人の管理下に入ったとき
- (4) 一方が契約上の事業を営むために必須の資産の全部もしくは重要な一部を処分もしくは喪失したとき
- (5) いずれかの当事者である会社の経営権の予期せざる変更等

これらを明確に契約解除の事由とするためには明示的に契約書に謳う必要があります。

ただし、日本法を準拠法とする場合は、民法 540 条以下に明文化された規定がありますから、詳細な規定を敢えて作成する必要はありません。

(例文)この項は前条の“Term”と一体の構造になります

Notwithstanding the term mentioned above, this Agreement may be sooner terminated by either party

upon giving at least thirty (30) days (or such other time as may be mutually agreed between the parties) prior written notice to the other party with or without cause.

In the event that the Contractor is in breach of any term of this Agreement, or the Contractor has acted in a manner materially prejudicial to ABC as reasonably determined by ABC, ABC may terminate this Agreement immediately by written notice and this Agreement shall be terminated without prejudice to any claims, rights or reliefs of ABC and to claim for all other losses and damages suffered by ABC including but not limited to ABC's right to recover from the Contractor all damages occasioned thereby, including attorneys' fees incurred to mitigate damages sustained or to effect recovery thereof.

(同和訳)

上記にも拘わらず、本契約は一方の当事者が他方の当事者に対して少なくとも 30 日間(あるいは当事者間で合意された他の日数)の猶予つき書面による通知をおこなって早期解除できる。

「契約業者」が本契約のいずれかの条項に違反した場合、「契約業者」が「ABC」の妥当な判断では「ABC」に重大な損害を与えるやり方で行為した場合、「ABC」は書面通知を行って本契約を直ちに解除でき、本契約は「ABC」の賠償請求権、権利、救済、ならびに蒙った損害を最小限におさえ、回収のために生じた弁護士費用を含む、この際蒙った被害すべてについて「契約業者」から損害を回収する「ABC」の権利を含むがこれに限定されない「ABC」が蒙ったすべての他の損失、損害についての賠償請求権を毀損することなく解約できる。

3. 不可抗力 (Force Majeure)

契約締結後、予期できない当事者の責に帰すべからざる理由によって、契約の履行が出来なくなった場合に、互い相手方の債務不履行を問わないというもので、災害、官憲の命令・行為、戦争、内乱、革命、労働争議などを想定しています。

(本条の一例)

No liability shall attach to either party if its obligations under this Agreement cannot be performed due to acts of God, civil or labor disturbances, strikes, lockouts, restraints of government, fire, explosions which are beyond the control of the non-performing party or other acts beyond its control, and for which that party is not to blame. The Contractor shall not be excused for not fulfilling its obligations under this Agreement as a result of the negligence, acts or omissions of its suppliers, subcontractors, agents or independent contractors.

(同和訳)

本契約に基づく義務が、不可抗力、騒乱、労働争議、ストライキ、ロックアウト、政府の制止、火事、爆発など不履行当事者の支配が及ばない事態や、その支配が及ばない他の行為によるものであり、これが該当事者の責任にでないときは、いずれの当事者も責任をおわない。「契約業者」は、本契約に基づく義務遂行がその供給業者、下請業者、代理人、外部「契約業者」の懈怠、行為、不作為の結果であるときは、その責任を免れない。

4. 秘密保持 (Confidentiality)

この条項を、Security Agreement、Non-disclosure Agreement とも言います。

この条項は機密保持の観点から、契約が解除された後も、一定期間有効に機能するような条文にしておくことが必要です。尚、企業情報の中で、周知の事実の類する事や、調査すればすぐに分かるレベルの情報は、この条項で保護する秘密情報には当てはまりません。

(本条の一例)

(A) All plans, drawings, designs, calculations, specifications, reports, daily logs, data and other information disclosed to Contractor by ABC, or on behalf of ABC, or prepared by the Contractor on behalf of ABC or ABC agents in connection with the Work (Confidential Information) shall, as between the Contractor and ABC, remain or become, as the case may be, the property of ABC.

All such information shall be delivered to ABC by the Contractor at the request of ABC or upon the termination of this Agreement.

(B) The Contractor hereby agrees; that all Confidential Information shall be deemed to be confidential and shall be maintained; by the Contractor in confidence; at all times hereafter and notwithstanding the termination of this Agreement, provided, however, that the Contractor may disclose Confidential Information to such employees as are reasonably required in the performance of the Work under this Agreement, all of whom shall be directed and required to maintain the Confidential Information in confidence at all times hereafter and notwithstanding the termination of this Agreement. Except as provided above, the Contractor shall not divulge, and shall exercise all due care to prevent any of its employees, agents, contractors, suppliers or other representatives from divulging Confidential Information to any third party

(同和訳)

(A)「ABC」により又は「ABC」に代わって「契約業者」に開示された、または「ABC」、「ABC」代理人のために「作業」に関して「契約業者」が作成した計画、図面、設計、計算結果、仕様書、報告、日報、データ、その他の情報すべて〔以下「秘密情報」〕は、「契約業者」と「ABC」との間では、現在、将来を問わず「ABC」の財産である。かかる情報はすべて、「ABC」の要請あるいは本契約の解除時に「契約業者」から「ABC」へ引き渡される。

(B)「契約業者」はここに以下のとおり同意する。すべての「秘密情報」は今後常にまた本契約解除後も極秘とみなされ、「契約業者」によって極秘とされる。ただし「契約業者」は「秘密情報」を本契約による「作業」実施のため妥当に必要とする従業員に開示でき、これらの従業員すべては本書に基づき秘密情報を常に、また本契約の解除後も極秘とするよう指示され、要求される。上記の規定を除いて、「契約業者」は秘密情報をいかなる第三者にも漏洩せず、その従業員、代理人、「契約業者」、供給業者、その他の代表による漏洩を防ぐため妥当な注意を払うものとする。

5. 修正 (Amendment)

国際ビジネスでは、取り交わした合意を総て最終的な契約書に反映させるのが一般的な慣行となっています。その考え方のベースには口約束を排除しようとする原則があります。その原則に沿ってすでに締結された契約を履行して行く途中で、解約内容の一部を変更しなくてはならない必要が生じ、それに両当事者が合意した場合、直ちに書面にして、双方が署名して証拠とし、各々がファイルして後日の紛争を予防するというのがこの条項です。

(例文)

This Agreement may only be amended, modified or supplemented by mutual written consent signed by the parties hereto.

(同和訳)

本契約は、本書当事者らが署名した書面合意によってのみ修正、変更、補遺を行うことができる。

6. 完全なる合意 (Entire Agreement)

完全なる合意とは、当該契約書に盛り込まれた内容が当事者間の合意の総てであることを確認する条項で、言い換えれば、契約書と異なる、契約締結以前の合意は無効とするものです。

即ち、契約書作成以前の段階で取り交わした Letter of Intent、Memorandum of Understanding、Minutes of Meeting、書簡、口頭での合意等は契約書に盛り込まれていなければ無効となります。

契約成立後に取り交わされた何らかの合意の書類は、この条項では排斥されません。それらは前項の変更(Amendment)として扱われます。

(例文)

This Agreement supersedes any and all other understandings versions and issues concerning the subject of this Agreement.

(同和訳)

本契約は、本契約の主題に関するあらゆるすべての了解、意見、見解すべてに代わるものである。本契約は当事者間の全合意を構成する。

7. 税金 (TAX)

複数の国の異なる税法の適用、不適用や重複の可能性を把握するのはかなり困難で、税理士や公認会計士の意見を聞いても、確信が得られるとは限りません。個別に具体例を挙げ税務当局の見解を質しながら解決してゆくしかない場合もあります。

(例文)

The Contractor shall be solely responsible for all business and income taxes, as well as; any other taxes due to local Government resulting from the performance of the Work pursuant to the terms of this Agreement, except for those taxes which are expressly agreed herein to be borne by ABC.

(同和訳)

「契約業者」は、本契約規定による「作業」実施の結果と地方政府に支払義務の生じるすべての事業税、所得税、その他の税金について単独で責任を有するが、ただし本書により「ABC」が負担すべきと明確に同意された税金は例外とする。

8. 譲渡 (Assignment)

相互間の信用によって成り立っているビジネスに於いて、契約の相手先が自分の同意なしに別な相手に変わるのは通常受け入れ難い事態ですから、契約上の地位(権利、義務)を、もう一方の当事者の同意なしに第3者に譲渡することを認めないように規定します。

(例文)

The Contractor shall not assign its rights or delegate its duties hereunder without the prior written consent of ABC.

(同和訳)

請負業者」は、「ABC」の書面による事前同意なしに本書に基づくその権利を譲渡せず、その義務を委嘱しないものとする。

9. 下請け (SUBCONTRACTING)

しばしば契約履行の補助者として、下請け(Sub contractor)を起用することがありますが、その場合も契約書に謳います。当然に最終責任は下請けではなく、契約当事者が追う事になります。

(例文)

The Contractor shall remain fully responsible for all subcontracted obligations.

Subcontracting by the Contractor of the Work under this Agreement, if any, requires prior written consent of ABC which consent may be refused or rescinded by ABC at any time without ABC assigning any reasons whatsoever.

(同和訳)

「契約業者」は、委託義務すべてについて全面的責任を有する。「契約業者」による本契約に基づく「作業」の下請委託が、もしあれば、「ABC」の事前の書面同意を必要とし、「ABC」はなんら理由を挙げることなくいつでも該同意を拒否または撤回することができる。

10. 紛争の解決 (Settlement of Dispute)

国際ビジネスの両当事者は、契約の内容に関して見解の違いや紛争が生じたときの場合に備えて、解決するルールを予め、取り決めておく必要があります。

日本語の契約でよく見かける「双方が誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。」等の円満解決条項は、話し合い解決を理想とする理念としては肯定されますが、紛争は通常話し合で解決できないときに起こります。従って、そのときは強制力のある第三者の力を借りて解決するほかなく、その手段として裁判によるか仲裁に委ねるかを契約書のなかで取り決めておかなければなりません。

裁判管轄(Jurisdiction)をどうするか、仲裁(Arbitration)機関の選定をどうするかは英文契約書作成の核心部分です。

All disputes, controversies or differences which may arise between the parties hereto out of or in relation to or in connection with this Agreement or for the breach thereof, shall be finally settled by

arbitration in the Territory in accordance with the applicable Arbitration Rules of the Territory and under the laws of the Territory. The award rendered by the arbitrator(s) shall be final and binding upon both parties concerned.

(和訳)

本契約に関して又はその違反から生じる当事者間の紛争、論争、意見の相違はすべて、「テリトリー」の適用可能な仲裁規則と「テリトリー」の法律によって「テリトリー」で仲裁により最終的に解決される。仲裁人(単数、複数)によって行われた仲裁裁定は、最終であり、関係両当事者を拘束する。

11. 準拠法 (Governing Law)

国際ビジネスの両当事者は、契約の内容に関して 主権の異なる個別の国家に属し、当然に異なる法体系に服していますが、英文契約書を作るときは、最終的な紛争解決手段として、双方合意の上で、契約統治の基準となる国の法律を定めなければなりません。それを準拠法といいます。

当事者双方の利害と関係する部分なので、容易に合意に至らない場合も多々あります。そんな場合、双方が妥協して第三国を選ぶなどの知恵を出す交渉と努力が必要とされます。さもないと、双方の力関係が決定の最終的な要因となり、立場が弱い側が相手の要求を受け入れざるを得ない結論になります。

経済関係は一種の闘争ですから、強いものが有利な立場に立つ結果を受け入れなければならぬことも、厳しいけれど否定できない現実です。この条文も契約書の核心部分です。

(例文)

This Agreement shall be governed and construed in accordance with the laws of the Territory.

(同和訳)

本契約は「テリトリー」の法律に準拠し、これらによって解釈される。

12. 通知 (Notice)

契約の履行中の連絡や解約時に相手側に通知を発する必要があります。その場合に担当部署まで、通知が遅滞することなく届くように、送達の方法を取り決めます。例えば、書留郵便で、社長宛ではなく、担当課長宛てにするなどです。

All notices, requests, demands or directions to one party to this Agreement from the other shall be in writing and delivered or sent by registered mail postage prepaid, telex, telegram or cable or telefax addressed as follows or to such other address as may be specified by either party to the other in a notice given in the manner herein provided.

ABC Co., Ltd.

(address)

Attention:

XYZ Corporation (Contractor)

(address)

Attention:

13. 分離条項 (Severability)

締結した契約書の内容の一部が、適用法規の強行規定に抵触したり、裁判の判決で無効や違法とされた場合でも、他の条項は無効とせず、契約自体は有効とする取り決めです。

無効規定の分離可能性条項ともいいます。

(例文)

Should any term, covenant, condition or proviso in this Agreement be held invalid, illegal or unenforceable, the remainder of this Agreement and the application of such term, covenant, condition or proviso to persons or circumstances other than those to which it is invalid, illegal or unenforceable, shall not be affected thereby and each term, covenant, proviso or condition of this Agreement shall be valid and enforceable to the extent permitted by law.

Accordingly, if any provision of this Agreement shall be invalid under laws or regulations of any jurisdiction the entire Agreement shall not be effected.

(和訳)

本契約の規定、約定、条件、但書きのいずれかが無効、違法、実施不能とされた場合は、本契約の残りとかかる規定、約定、条件、但書きを無効、違法、実施不能とされた個人と状況への適用以外は、影響を受けず、本契約の各条項、盟約、但書き、または条件は法律の許す範囲で有効、実施可能である。したがって、本契約の条項のいずれかが管轄区域のいずれかの法律、規則によって無効であっても、全契約が影響を受けるものではない。